次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告、入札説明書共通(建設工事、事後審査)西日本本部 一般土木工事、建築工事 共通 を参照すること。

ること。 1	公告日	会和07g	年08月25日(月)		
2	契約職		西日本本部長 橋本 敏一		
3	工事概要		十中文 個十 數		
3.1	工事名	松茂町	都市下水路広島ポンプ場建設工事その4		
3.2	工事場所		坂野郡松茂町地内		
3.3	施設名	広島ポ			
3.4	ポンプ場方式	雨水ポン			
3.5	水量・能力	11373	· '04		
3.5.1	全体計画水量		4.500 m3/秒		
3.6	工事内容	土木工	事(改修)		
3.7	対象工事	土木工	事 ポンプ棟工 一式		
3.8	工期	•			
3.8.1	今回工期	契約締	結日の翌日から令和08年03月13日(金)まで		
3.9	その他				
3.9.1	入札方式		電子入札•事後審査対象案件		
3.9.2	総合評価方式の試行	工事	無		
3.9.3	総合評価(施工体制確		無		
3.9.4	特別重点調査を試行っ		無		
3.9.5	「マネジメント難工事指	定」対象工事	有		
3.9.6	VE試行工事		無		
3.9.7	入札前に予定価格を公		無		
3.9.8	「見積りの提出を求める		有		
3.9.9	特例監理技術者の配信	-	有		
3.9.10	「週休2日制適用工事」		有		
3.10	特許	無			
4	競争参加資格(認定資格)				
	単体有資格業者にあっ	ては、4.1.1に記載す	トる条件を全て満たす者であること。		
4.1	単体有資格業者				
4.1.1	その1				
4.1.1.1	一般競争参加資格の	の認定工事種別	一般土木工事		
4.1.1.2		<u>変)・経営事項評価点</u>	,		
4.1.1.3	事業所(種類・建設)		本店・土木工事業		
1.1.1.0	于 <i>木</i> /// (国族 之版)	7CH1 17			
4.1.1.4		也	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福井県、滋賀		
			県、京都府、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県		
5	競争参加資格(施工実績)		•		
	次のいずれかに該当する	る施工実績を有する			
5.1	単体有資格業者				
	地方公共	団体等が発注した、	次のいずれかの土木工事		
5.1.1		ンクリート構造物の耐			
	②鉄筋コ	ンクリート構造物の土	木工事(コンクリート製品設置工事は除く)		
6.1	単体有資格業者				
		抽卡公共団体	等が発注した、次のいずれかの土木工事		
6.1.1	主任(監理)技術者の理		一ト構造物の耐震改修工事		
0.1.1	事経験		ート構造物の土木工事(コンクリート製品設置工は除く)		
6.2	<u> </u> 配置予定技術者の配置 ⁻				
6.2.1			間 契約締結日の翌日から工事完了の日まで		
7	指名停止及び設計業務の		H		
	日本下水道事業団の指				
7.1	名停止区域	四国区域			
7.0		徒自旧 7 2 4 4 4 7 1			
7.2	指名停止措置対象団体	徳島県又は松茂町			
7.3	設計業務等の受託者	(株)ニュージェック			

8	総合評価方式	対象外	
9	入札手続き等		
9.1	競争参加申請 期間	書の提出	令和07年08月25日(月)10時00分から令和07年09月01日(月)16時00分まで 原則として、電子メールのみとし、次のアドレスに送付すること。 「jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp」
9.2	入札説明書の	交付期間	令和07年08月25日(月)から令和07年09月29日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.3	入札に必要な 交付期間	図面等の	令和07年08月25日(月)から令和07年09月29日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.4	見積書の作成質問の提出期		令和07年08月26日(火)から令和07年09月01日(月)まで 原則として、電子メールでの受付のみとする。 提出先メールアドレス「jskinki-keiyaku@jswa.go.jp」
9.5	見積書の作成 質問の回答を打 間		令和07年09月05日(金)から令和07年09月12日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。)
9.6	見積書の提出	期間	令和07年08月26日(火)から令和07年09月12日(金)まで原則として、郵送等のみとし、提出期限の締切日必着。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。 提出するものと同じ内容のPDFファイルを、次のアドレスに送付すること。「kouji-jsnishi@jswa.go.jp」
9.7	入札説明書に関の提出期間	対する質	令和07年08月26日(火)から令和07年09月16日(火)まで 原則として、電子メールでの受付のみとする。 提出先メールアドレス「jskinki-keiyaku@jswa.go.jp」
9.8	入札説明書の する回答を掲え		令和07年08月26日(火)から令和07年09月29日(月)まで (土曜日、日曜日及び 祝日を除く毎日)
9.9	入札書の提出 入札)	期間(電子	令和07年09月25日(木)10時00分から令和07年09月29日(月)16時00分まで
9.10	入札書の提出 札)	期間(紙入	令和07年09月25日(木)10時00分から令和07年09月29日(月)16時00分まで(原 則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎 日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.11	開札日時		令和07年09月30日(火) 10時15分
10	入札説明書に対	する質問回]答揭示場所
10.1	担当部局		道事業団 近畿総合事務所契約課
	住所		央区久太郎町4丁目1番3号
10.2	担当部局	日本下水泊	道事業団 中国·四国総合事務所
	住所	岡山市北口	区中山下1丁目9番40号 新岡山ビル8階
10.3	担当部局	日本下水道	道事業団 徳島事務所
	住所	徳島県徳島	島市沖浜東3-46 徳島Jビル4階
11	その他	<u> </u>	
11.1	随意契約により締結予定 無		
11.2	手続における交渉の有無		無
11.3	契約書作成の要否		要
11.4	建設リサイクル法対象		適用
11.5	支払条件(前払)		有
11.6	支払条件(中間前払)		有(併用制)
11.7	支払条件(部分払)		有
11.8	火災保険等付	保の要否	要

12	問い合わせ先等		
12.1		担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課
	入札執行及び契約締 結等に関すること	住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話:06-7661-1223 FAX:06-7661-1234
12.2		担当部局	日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課
	競争参加資格の確認 に関すること	住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話:06-7661-1227 FAX:06-7661-1236
12.3	入札説明書、図面等の 交付場所	担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課 電話:06-7661-1223 ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘル プデスク(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分~12時00分、13 時00分~17時00分まで。) 電話:0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600
			入札情報公開システムに記載のとおり
12.4	工事現場説明(図面、付計書を含む。)に対する ること		工事現場説明書 1ページを参照すること。

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認の後に落札決定を行う事後審査方式の工事である。
- (3) 本工事は、本工事の完成時に65点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される総合評価方式の「マネジメント難工事施工実績」の評価項目において評価する「マネジメント難工事指定」対象工事である。
- (4) 本工事は、発注者が応札者に見積りの提出を求め、ヒアリングを通じて見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積り価格を予定価格に反映させる方式を試行的に実施する工事である。積算に必要な直接工事費、共通仮設費等の内訳を記載した見積書を期限内に提出するものとする。(詳細は入札説明書による。)
- (5) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」)及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐するもの(以下、「監理技術者補佐」)の配置を認める工事である。ただし、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔(直線距離)が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。
- (6) 本工事は「週休2日制適用工事」試行対象工事(発注者指定方式)である。当初予定価格において月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、月単位(及び通期)の4週8休に満たない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書および「週休2日制工事実施要領」等による。

「4. 競争参加資格(認定資格)」の補足説明

(1) 経営事項評価点数とは、日本下水道事業団の有資格者名簿に記載されている経営事項評価点数(客観)である。

「6.2 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「9 入札手続き等」の補足説明

- (1)・競争参加申請書の提出にあっては、入札公告9.1の競争参加申請書の提出期間(以下「提出期間」とする。) において、電子メールでの提出とする。ただし、システム障害や電磁的手段の破損、故障等やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)により提出することができる。
 - ・郵送等により提出する場合は、提出期限の締切日必着とし、送付当日に技術資料(事前申請書)郵送連絡書(様式14)をファックスすること。ただし、提出期限の前日までの受理証(書留郵便)や受付印(託送)があるものを有効とする。
 - ・持参による場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分までとする。

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先等」の補足説明

(1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

(1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

		別紙				
	入札公告、入札説明書共通(建設工事、事後審査・見積)					
	西日本本部 一般土木工事、建築工事共通					
1	競争参	争参加資格				
	(1)	工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第				
		1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。				
	(2)	単体有資格業者については日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受け				
		ていること。特定建設共同企業体については日本下水道事業団における本工事に係る				
		特定建設共同企業体として認定を受けていること。				
		会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている				
		者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされ				
		ている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争				
		参加資格の再認定を受けていること(特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれも				
	(3)	が条件を満たしていること。)。 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき				
	(3)	云紅文生伝に塞りさく生子が開始の中立しかなされている有文は氏事件生伝に塞りさ 再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でな				
		竹上子祝開始の中立とかなされている自(上記は)の円誌だを支げた有を探く。」とないこと (特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)。				
	(4)	本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等				
	(1)	級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所(本店又は支店も				
		しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。)の所在地の条件を満たす者				
		であること。				
	(5)	本工事で求める施工実績は、過去に元請として施工し引き渡した実績(特定、経常又は				
		大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合の				
		ものに限る。) であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1				
		者が上記の施工実績を有していればよい。				
	(6)	主任(監理)技術者				
		1) 本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が四千五百万円未満(建				
		築工事一式においては九千万円未満)の場合においては、専任を求めない。				
		下請契約の額が五千万円(建築工事一式の場合は八千万円)以上となる場合は、				
		監理技術者又は特例監理技術者とする。なお、特定建設共同企業体(甲型)の場				
		合には、代表者が監理技術者又は特例監理技術者を配置すること。				
		2) 「3.6 工事内容」に「土木工事」又は「土木・建築工事」との記載がある場合、単				
		体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級土木施工管理				
		技士、2級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、				
		一				
		3) 3.6 工事内容」に「建築工事」又は「建築・土木工事」との記載がある場合、単				
		体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級建築士、1級建				
		築施工管理技士、2級建築士、2級建築施工管理技士(種別を「建築」とするも				
		のに限る。)又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設				
		業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者を配置できること。				
		4) 本工事で求める「主任(監理)技術者の現場工事経験」(以下、「工事経験」という。)				
		を有する者であること。ただし、過去に元請として施工し引き渡しが完了した施				
		設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任(監				
		理)技術者が工事経験を有していればよい。				
		5) 工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代				

F	1		
			理人でも可) として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。
			なお、この場合の担当技術者は、非専任とすることができる。 専任とする場合は、
			「工事実績情報システム (コリンズ) (以下「コリンズ」という)」に登録するこ
			と。
		6)	特定建設共同企業体 (甲型)の代表者以外の構成員については、主任技術者又は
			監理技術者のいずれかを適切に配置すること。なお、代表者以外の構成員が配置
			する主任技術者又は監理技術者には、工事経験を求めない。
		7)	監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する
		'/	者であること。
		8)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
		· .	監理技術者等の兼務条件
		9)	
			同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複
			数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物
			又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取
			り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事と
			みなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。こ
			の場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請
			金額の合計を五千万円 (建築一式工事の場合は八千万円) 以上とするときは特定
			建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を配置しなければならな
			い。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円(建築一式
			工事の場合は九千万円) 以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの
			工事現場に専任の者でなければならない(特例監理技術者を設置する場合を除
			こず
	(7)	性病	^ ° ′ ° 監理技術者(建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術
	(1)		監壁投帆者 (建設業伝第20 米第3 頃たたし音さい焼たの週用を支げる監壁投帆 及び監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者)
		, , ,	
		1)	「3.9 その他」において特例監理技術者配置を認める工事が「有」と記載されて
		2)	いる場合、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置することができる。
		2)	特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互
			の間隔(直線距離)が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令に
			よる。
		3)	工事経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員
			のうち1者の特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
		4)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代
			理人でも可)として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。
			なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに
			登録すること。
		5)	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		6)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
		7)	別に、監理技術者補佐を専任で配置すること。
-	(0)		別に、監壁技術有価性を専任で配置すること。 工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回工事の請負契約の相手方との随意
	(8)		
			により締結する予定がある場合は、原則として今回工事に直接関連する他の工事
			いても主任(監理)技術者又は特例監理技術者として継続して配置すること。
	(9)		工事担当技術者
			事で建築工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者
		は、	建築工事の現場施工の全期間にわたり、以下の1)から4)を満足する技術者を配
		置す	ること。
		1)	建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。
	1	· ′	

		2) 工事経験は、不要とする。
		3) 単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
		4) 土木工事担当技術者は、1)の資格を有する場合は、建築工事担当技術者を兼ねる
		ことができる。
	(10)	土木工事担当技術者
		本工事で土木工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者
		は、土木工事の現場施工の全期間にわたり、以下の1)から4)を満足する技術者を配
		置すること。
		1) 土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。
		2)
		3) 単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
		4) 建築工事担当技術者は、1)の資格を有する場合は、土木工事担当技術者を兼ね
	(11)	ることができる。 日本下水道事業団が発注した工事において、工事成績評定通知書に記載されている評
	(11)	日本「小垣事業団が先任した工事において、工事成績計を囲却書に記載されている計 定点の平均が過去2年間連続して 60 点未満でないこと(特定建設共同企業体の場合は
		構成員のいずれもが条件を満たしていること。)。なお、過去2年間に対象となる工事
		成績評定通知書を有しない場合は、評定点の平均が過去60点以上として取り扱う。
		過去2年間の対象となる工事は、入札公告日の属する年度の前々年度10月1日から
		前年度9月30日までに完成した工事とする。
	(12)	競争参加申請書(以下「事前申請書」という。)の提出期限の日から落札候補者の決定
		の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領(昭
		和 59 年 7 月 2 日付経契発第 13 号)に基づく指名停止を指定された区域で受けていな
		いこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと
		(特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)。
		1) 「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、近畿区域、中国区域、四国区域又は
		九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとす る。
		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		② 中国区域 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
		③ 四国区域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
		④ 九州区域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県)
	(13)	本工事に係る設計業務等の受注者(受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以
		下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこ
		と (特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)。
	(14)	暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でな
	(4.5)	いこと。
	(15)	以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除
		く。) でないこと。 1) 伊東伊隆州 (大工 11 年) 伊第 70 日) 第 40 冬の担宅に トスピロの美数
		1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務 2) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
		2) 厚生年金休庾伝(昭和 29 年伝律弟 115 方)弟 27 朱の規定による庙田の義務 3) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務
		0/ /座/11
2	設計業	・ 終等の受注者等
		3)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の 1)
)のいずれかに該当する者である。
		en e

	(1)	当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
	(2)	銀の100分の30を超える山賃をしている建設業者 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合
	(2)	建成業者の代表権と有する投資が当該支任者の代表権と有する投資を兼ねている場合 における当該建設業者
		104017 3 日 10 日
3	担当音	R 局
	(1)	特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加(変更)承諾、競争参加資格の確認
	(1)	通知、入札執行及び契約締結に関すること(以下、近畿総合事務所契約課という。)。
		541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル 6 階
		日本下水道事業団 近畿近畿総合事務所 契約課
		電話 06-7661-1223
	(2)	事前申請書の受付及び競争参加資格の確認(競争参加資格確認申請書(以下「事後申請
		書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「事後資料」という。))の受付審査に
		関すること(以下、西日本設計センター企画調整課という。)。
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル 6 階
		日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課
		電話 06-7661-1227
4	+ · · · · ·	\$加申請
	(1)	本工事は開札後に競争参加資格の確認を行うため、本競争の参加希望者は、次のとお
		り事前申請書を提出すること(事前申請書を提出することにより、入札書を提出でき
		る。)。
		事前申請書については、電子入札システムによる提出ができないため、次の方法によ
		り提出するものとする。
		1) 事前申請書の提出方法
		本競争の参加希望者は次のとおり電子メールにより、競争参加申請書を提出するこ
		と。提出期限までに競争参加申請書を提出しない者は本競争に参加できない。ただ
		し、システム障害や電磁的手段の破損、故障等やむを得ない事情がある場合に限り、
		持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵
		送等」という。)により提出することができる。
		郵送等により提出する場合は、提出期限の締切日必着とし、送付当日に技術資料(事
		前申請書)郵送連絡書(様式 14)をファックスすること。ただし、提出期限の前日
		までの受理証(書留郵便)や受付印(託送)があるものを有効とする。
		なお、上記以外の提出方法は受付けない。
	1	①提出先 参加希望者は、電子メールで次のアドレスに送付すること。
		jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp
		送信に際しては以下に留意するものとする。
		・ メールの件名は「【事前申請書】〇〇〇〇」とすること。
		・○○○○には入札公告 3.1 の工事名を省略せず正確に記載すること。
		・1 件のメールにつき 1 件の工事のみの申請とする。
		②事前申請書の受理確認について
		競争参加申請書の入札公告 9.1 に記載の競争参加申請書の提出期間(以下「提出期
		間」とする。)に、入札公告別紙の3(2)に記載の担当部局で受理した際には、返信

	1	
		メールを送信する。
		返信メールが届かない場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日、10
		時 00 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00 分までに 3 (2)の担当部局
		へ電話で確認を行うこと。
		・3(2)の担当部局での受理日時を以って受付日時とする。
		・郵送等の方法で提出する場合の提出先は3(2)に同じである。
	(2)	事前申請書は、「様式1-1」により作成すること。
	(3)	事前申請書の作成説明会は行わない。
	(4)	特定建設共同企業体の場合、電子入札を利用することができるICカードは、特定建
		設共同企業体の代表会社のICカードとなるので、入札・見積に関する権限について、
		構成会社から代表会社への委任状を事前申請書の提出期限までに、契約職あてに提出
		しなければならない。ただし、事前申請書に入札・見積に関する権限が代表会社にある
		旨の記載がある場合は、提出は不要とする。なお、委任状の提出先は、 近畿総合事務所
		契約課とする。委任状の様式は、電子入札運用基準「様式2-2」とするが、委任する
		事項は、「競争参加資格の申請に関する一切の件」及び「入札及び見積りに関する一切
	()	の件」に限ることとする。
	(5)	その他
		1) 事前申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
		2) 契約職は、提出された事前申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で
		使用しない。
		3) 提出された事前申請書は、返却しない。
		4) 提出期限以降における事前申請書の差し替え及び再提出は認めない。
		5) 事前申請書に関する問い合わせ先 西日本設計センター企画調整課
5	ス おしょ	必要な図面等の交付
- 5		· 行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書は下記のと
		付する。
	(1)	交付場所及び方法
		入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開シス
		テムアドレスからダウンロードして取得すること。
		その他入札説明書添付資料は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして
		取得すること。
		https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html
		1) 「低入札価格調査について(令和5年4月1日)」
		2) 「特別重点調査について(令和5年4月1日)」
		3) 「週休2日制適用工事について(令和6年9月1日)」
		4) 「週休2日交替制適用工事について(令和6年9月1日)」
		5) 「建設リサイクル法に関する工事実施要領(平成23年10月1日)」
		6) 「工事における「余裕期間の設定」の試行について」
		なお、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入せれる。
		札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部
	(0)	局へその旨を申し出ること。 センカランに終める東交に初め書
	(2)	担当部局 近畿総合事務所契約課
		システム操作に関する問い合わせ先電子入札総合ヘルプデスク
		(問い合わせ先の電話番号および時間は、入札公告、入札説明書の記載による。)

6	入札説明書に対する質問					
	(1)	入札説明書、入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること (入札に必要な図面等に対する質問及び回答については、図面等に添付の事現場説明書による。)。				
		1) 提出場所 近畿総合事務所契約課				
		2) 原則として、電子メールでの受付のみとし、回答も電子メールで行う。 持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く提出期間中毎日、10 F 00 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00 分まで。)				
		提出先 メールアドレス jskinki-keiyaku@jswa.go.jp 送信する際の件名は質問書であることの他、工事名・会社名を記入すること。 例)件名:【質問書】〇〇市△△浄化センター建設工事(◇◇工業(株))				
7	入札達	の提出方法				
	入札書	な電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は紙に。 又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。				
	(1)	紙入札方式における入札書の提出場所 近畿総合事務所契約課				
_	→ ** *	N. Feb.				
8	入札力	·· •				
	(1)	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入村方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載した 参又は郵送等により提出すること。				
		なお、事前申請書を提出後、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと併せて、速やかに入札辞退届(商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入村を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。)を持参又は郵送等により打出すること。				
	(2)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り打てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるが免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する。額を電子入札システムに入力(紙入札方式の場合は入札書に記載)すること。				
	(3)	特定建設共同企業体の場合、入札書の連絡先・商号欄には、特定建設共同企業体の名和等を入力すること。 ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出				
		すること。				
	(4)	入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。				
	7 11 11	ニナ 人 刀 マドギロ かん (ロニナ 人				
9		証金及び契約保証金 みれ保証へ				
	(1)	入札保証金 免除				
	(2)	契約保証金				
	(4)	納付(保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店)				
		ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることできる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締約を行った場合は、契約保証金を免除する。				

	(3)	契約保証金の額	
		工事現場説明書のとおり	
1 0	工事費		
	(1)	第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内記	是
		を提出すること。	
		① 土木工事設計書	
		工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1、様式-5 と併せて、任意の様式 て工事数量総括表に示されている項目について、費目、工事区分、工種、種別、細	
		単位、数量、単価、金額等を明らかにし、1)又は2)により提出すること。	7)17
		② 建築工事設計書	
		工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1、様式-3を使用し、費目、種	目、
		科目、金額等を明らかにし、1)又は2)により提出すること。	
		提出する工事費内訳書には、表紙(様式は自由)を添付し、発注者名(宛名)、発注第名(工事名)及び提出業者名を記載し、代表者印を押印(電子入札方式により工事費	
		訳書を提出する場合は不要。)すること。	
		1) 電子入札方式の場合 増出され	
		提出方法 工事費内訳書を下記に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィー	. 11.
		工事賃内試責を下記に示りファイル形式にて作成し、工事賃内試責係的フィードに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面	
		提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されて	
		ない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行	
		郵送等について	
		工事費内訳書のファイル容量が 10MBを超える場合には、工事費内訳書にてのみ持参又は郵送等(締切日時必着)で提出すること。持参又は郵送等で提出すること。	是出
		する場合には、工事費内訳書の一式を持参又は送付するものとし、電子入札等 テムとの分割は認めない。また、郵送等にあたっては、書留郵便等の記録が列 方法を必ず利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、	美る
		封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は 送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載し	った
		書面(自由様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムに 送信すること。	より
		①持参又は郵送等する旨の表示	
		②持参又は郵送等の目録	
		③持参又は郵送等のページ数	
		④持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号	
		持参又は郵送等による場合の提出先 近畿総合事務所契約課	
		ファイル形式	
		①Microsoft Word:拡張子が DOC 又は DOCX	
		②Microsoft Excel:拡張子が XLS 又は XLSX	
		③PDF:拡張子が PDF	
		④画像ファイル:拡張子が JPG 又は GIF	
		⑤その他のアプリケーション:特別に認めたファイル形式	
		2) 紙入札方式の場合	
		入札書及び工事費内訳書を郵送等又は持参により提出すること。	11 1111
		郵送等により提出する場合には、郵便書留等の配達の記録が残る方法を必ず系 オスニレ	刊用
L		すること。	

「入札書及び工事費内訳書
間に工事費内訳書を入れ、
是出すること。
入札及び契約上の権利義
7 11000 7000
とがある。
いては、原則として当該
Clac MAIC O CIM
できる場合を含む。)
-1
より工事費内訳書が提出
5場合
場合
<i>777</i> I
ち会うこと。なお、紙入札
も、当該紙による入札参
なったときは、再度入札
御堂筋ビル6階
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
競争参加資格確認申請書
事後資料」という。)に虚
札並びに現場説明書及び
た条件等入札に関する条

	件に遺	室 反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定		
	を取り)消す。なお、開札の時において1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該		
	当する			
1 3	競争参加資格の確認及び落札者の決定			
	(1)	開札後、落札者の決定を保留する。		
		日本下水道事業団会計規程(昭和 48 年規程第8号)第 56 条の規定に基づいて作成さ		
		れた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補		
		者とする。		
		なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補		
		者」という。)となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札シス		
		テムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を定めるものとする。た		
		だし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等		
		にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。		
	(2)	落札者の決定を保留した後、落札候補者が本工事の競争参加資格を満たす者であるか を確認する。		
	(3)	13(2)の確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。		
		1) 当該落札候補者が競争参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その		
		者を落札者とする。ただし、落札候補者の入札価格によっては、その者により当		
		該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は		
		その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ		
		って著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を		
		もって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするこ		
		とがある。		
		2) 当該落札候補者が競争参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その		
		者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札		
		した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、本		
		工事の競争参加資格を満たす者であるかを確認する。以後、落札者が決定するま		
		で同様の手続を繰り返す。		
	(4)	13(3)により落札候補者の取扱いについて決定した場合は、次のとおり落札候補者で		
		あった者にその結果を通知するものとする。		
		1) 13(3)1)の手続により、落札者を決定した場合には、電子入札システムにより		
		入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場		
		合は、ファックスにより通知する。		
		2) 1 3 (3) 2) の手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効		
		とした理由を付して、当該落札候補者に競争参加資格確認通知書(資格無し)を		
	(5)	送付するものとする。		
	(5)	落札候補者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、13(2)の競争参加資格の確		
		認とあわせて低入札価格調査を行う。低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームペ		
		ージに示す「低入札価格調査について」による。		
		また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、入札価格が調査基準価格に満たない対象者のまた。特別重点調査を試行する工事の場合は、入札価格が調査基準価格に満		
		たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調		
		査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調		
	(0)	査について」による。 低まれば地帯を見かせ即手と思すのは用し、Vままれば地では、この本によりVますが		
	(6)	低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の中容に済入した層気がなるとはないおえばだれると思う。		
		の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札 ***********************************		
	<u> </u>	者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格		

		をもって入札した者を新たに落札候補者とすることがある。
	(7)	低入札価格調査又は特別重点調査にあたっては、当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合
		した履行がなされないおそれがある者とし、当該落札候補者を落札者としないことが ある。
	(8)	13(2)の競争参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、事後申請書及び事後資料を提出し、契約職から競争
		参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、落札候補者が特定建設共同企業体の場合は、事後申請書及び事後資料に加えて、特定建設共同企業体登録申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しを提出すること。また、確認のために必要な指示に従わなければならない。落札候補者が提出期限内に事後申請書及び事後資
		料を提出しないとき、競争参加資格確認のための指示に従わないとき、又は事後申請 書及び事後資料に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者は競争参加資格を満たす 者でないものとし、13(3)2)の手続により落札者を決定する。
		1
		開札日 (13(3)2)において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌々日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日)16時00分 まで
		2) 提出方法
		電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式によ
		る場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受け付けない。
		電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料並びに 特定建設共同企業体登録申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しの合計フ ァイル容量が 10MBを越える場合は、持参又は郵送等により提出するものとす
		る。なお、添付ファイルが複数ある場合、ファイルを1つにまとめZIP等に圧縮して添付すること。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。
		また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、次の 内容を記載した電子ファイル (「様式2-2」) を持参又は郵送等を行う前に送信
		するものとする。 ①持参又は郵送等する旨の表示
		②持参又は郵送等する目の表示
		③持参又は郵送等のページ数
		④持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
		郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。送付当日に
		「技術資料(事前申請書)郵送連絡書」(様式14)をファックスすること。
		3) ファイル形式
		電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、10(1)1)のいずれかの形式にて作成すること。
		4) 持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所
		特定建設共同企業体申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しは近畿総合事務所契約課
		事後申請書及び事後資料は西日本設計センター企画調整課
1 4	競争参	⋧加資格がないと認めた落札候補者に対する理由の説明

	(1)		参加資格がないと認められた落札候補者は、契約職に対して競争参加資格がない
			めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。
		1)	提出期限
			競争参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して5日以内
		0)	(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
		2)	提出場所 近畿総合事務所契約課
		3)	その他
			書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。
	(2)	明を	職が、 競争参加資格がないと認めた落札候補者から 説明を求められたときは、説 求められた日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に を求めた者に対し書面により回答する。
	(3)		職が、 競争参加資格がないと認めた落札候補者から 説明を求められたときは、落 定を延期する。
	J. 14	/E6-701	LLAN HE OF THE STATE OF
1 5	主任) 技術者の確認等
	(1)		参加資格の確認は、開札日時の早い順に行う。
	(2)		の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者として申請した場合又は複数の技 を配置予定技術者として申請した場合の対応。
		1)	入札後落札候補者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となっ
			たことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに近
			畿総合事務所契約課 に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表
			示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行う。
		2)	申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速や
			かに「様式 13-1」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場 所は 近畿総合事務所契約課 とする。
		3)	事実が認められなかった若しくは辞退申請がなされなかった場合には、指名停止
			等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
		4)	入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったこ
			とにより、申請した複数名のいずれかの配置予定技術者を配置することができな
			くなった場合は、直ちに近畿総合事務所契約課に連絡するとともに、速やかに「様
			式 13-1 の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は近畿
			総合事務所契約課とする。
	(3)	落札	者決定後、コリンズ等により、配置予定技術者について専任制違反の事実が確認
	(0)		た場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介
			極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替
			認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する
			は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の
			配置しなければならない。
	(4)		配置しなりがなならない。 前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐
	(1)		間に曲り出した王正文的名、温廷文的名文は行列温廷文的名及び温廷文的名曲と置すること。
	(5)		■9つこと。 現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、
	(0)		現場に配置した主任技術有文は監理技術有の変更は、原則として認められないが、 、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場
			ほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することが
		でき	
			、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を
		満た	す者を配置しなければならない。

		1)	入札公告等	に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。	
		2)	入札公告等	に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理	
			由により新	たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。	
		3)	一つの契約	工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18カ月以上に及ぶ	
				を得ないとして承認された場合	
	(6)			場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2日以内	
				は除く)に、配置する技術者の氏名を西日本設計センター企画調整課に	
		ファ	ックスで通知	知するものとする。	
1.0	五米は	出一十、			
1 6	再苦情(1)			加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は書面を受け取	
	(1)	· ·		以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に書面により、理事長に対し	
				てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団	
				が審議を行う。	
	(2)	<u> </u>		受付窓口及び受付時間	
	_/	1)		近畿総合事務所契約課	
		2)	受付時間	Challe H 4 44//1/Alliams	
			土曜日、日	曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00	
			分から 16 円	時 00 分まで	
1 7	関連情	青報を	入手するため	りの照会窓口	
	(1)	紙入	札方式による	る参加(変更)承諾、入札執行及び契約締結に関すること。	
			畿総合事務		
	(2)	事前申請書の受付及び競争参加資格の確認(事後申請書及び事後資料の受付審査)に			
		関すること。			
		四	日本設計セ、	ンター企画調整課	
1 8	挂 答17	- 三	ナルスための	○見積書の提出期間、提出方法、提出場所	
10	(1))兄傾青の近山朔间、近山刀伝、近山笏川 れた見積書と入札時に提出された工事費内訳書の金額との間に著しい	
	(1)	1 '		忍するため、落札決定を保留する。著しい乖離がある場合は、ヒアリン	
				当性が確認できない場合はその者の行った入札を無効とする場合があ	
		る。			
	(2)	-	事の積算に	マ映させるために必要な見積書を下記に従い提出すること。	
	\-/	1)	, ., .,	別紙-1「見積りを求める項目」に示した項目を記載すること。	
		2)		参加希望者の名称、工事名を記載し、工事現場説明書に添付する設計	
			書の項目、	数量、単価、金額等が確認できるものとし、代表者印が押印されてい	
			るものであ	ること。なお、見積書の様式は指定しない。	
		3)	見積書には	(2) の根拠資料を添付すること。	
		4)	提出期間	公告 9.6 とする	
		5)	提出方法	原則として、郵送等により提出するものとする。	
				持参による場合は、4)提出期間内の、土曜日、日曜日及び祝日を除	
				く、毎日 10 時 00 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00	
				分までとする。	
				郵送等により提出する場合は、提出期限の締切日必着とし、提出期限	
				の前日までの受理証(書留郵便)や受付印(託送)があるものを有効	

				とする。
				・提出する見積書の PDF ファイルを次のアドレスに送付すること。
				・メールアドレス: <u>kouji-jsnishi@jswa.go.jp</u>
		6)	提出場所	西日本設計センター 企画調整課 (3. (2) と同じ。)
		7)		出を原則とする。ただし、見積書を提出できない場合は、別紙-3「見
				トの事前連絡」に必要事項を記載し FAX により提出した場合は、入札へ
	(-)			はあるものとする。
	(3)			必要な見積書の作成に関する質問は、下記に従い提出すること。
		1)		公告 9.4 とする。
		2)		原則として、電子メールでの受付のみとする。
		3)	提出先	メールアドレス: jskinki-keiyaku@jswa.go.jp
				送信する際の件名は質問書であることの他、工事名・会社名を記入す
				ること。 例) 件名:【質問書】○○市△△浄化センター建設工事(◇◇工業(株))
				近畿総合事務所 契約課(3(1)に同じ。)
	(4)	哲問	に対する同点	型蔵総百事務別 条約球 (3(1) に同じ。) 答書は、次のとおり掲示する。あわせて電子メールで回答を行う。
	(4)	1)	期間	公告 9.5 とする。
		2)	場所	近畿総合事務所 契約課
	(5)	<u> </u>		事に関してのヒアリング
	(0)	<u>派</u> 1)	実施方法	■に関してのピテッシッ 見積書に関してのヒアリング日時通知書 (別紙−2) により実施する
		1/	大心力は	場合がある。
		2)	通知日	令和7年9月16日(火)まで通知
		3)	実施日	令和7年9月17日(水)予定
		4)	会場等	原則として、Zoom 会議とする。
				見積書を受領後、競争参加申請書に記載の担当者連絡先に、Zoom 招
				待メールを送付する。
	(6)	見積	り資料の事	前連絡
		18.	(3) 1) の見	! 積書の提出期間内に、別紙-3「見積もり資料の事前連絡」に必要事
		-		【により西日本設計センター 企画調整課(3.(2)と同じ。)に提出の
		こと	0	
1 9	その他			
	(1)			用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
	(2)	,		日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約
		,	–	へれ用)及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及
	(c)			業団一般競争契約入札心得(電子入札用)を遵守すること ※中誌表示いまの際には長谷の記載なりなり、1900年にいっていた。1900年1
	(3)			後申請書又は事後資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止
	(4)		_ ,,,, ,	く指名停止を行うことがある。
	(4)			ムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日ま
				9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でショボ原ルセス担合、辞解時間なび原セス担合は、ロオア水道東世界と
			ムをやむを <i>。</i> ページで公	得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホ 関する
				刑する 団ホームページアドレス http://www.jswa.go.jp/
	(5)			ョホームペーシテトレス <u>nttp.//www.jswa.go.jp/</u> 電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
	(0)	厚舌 1)	発生時及び	
		1)		t 合ヘルプデスク
			电丁八心税	pロ・ソ r ノ / <i>ハ</i> ク

		TEL:0570-021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:00)
		Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
	0)	
	2)	電子入札システム操作等
		電子入札システム
		日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ
		ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、 近畿総合事務所契約課 へ連絡すること。
(6)	7 ±1	で、妊娠総日事務の天代院・屋桁すること。 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受
(6)		一次の一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、
(7)		、札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
(7)		回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入口は終によいていた。第2.7.4 が7.4 かだによりませた。
		日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があ
		め、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パ
		ンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開
()		況を電子入札システムにより連絡する。
(8)		事が「再公告工事」の場合
		開札の入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする
	旨を	通知された入札参加者は応募できない。
	1)	事後審査で競争参加資格のない者
	2)	競争参加資格確認申請書類の不備の者
	3)	低入札価格調査、特別重点調査の結果又は施工体制の確認に関する追加資料の審
		査の結果、適切な履行がされない恐れがあると認められた者
(9)	本工	事が「停止条件付入札公告」の場合
	この	入札による契約は、委託団体と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定
	の締	i結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を
	取り	止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を
	負わ	ないものとする。
(10)	本工	事が「契約後VE方式の試行工事」の場合
	契約	締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させるこ
	とな	く請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更につい
	て、	発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を
	l l	し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特
	記仕	様書による。

	用語の定義
1	土木工事又は土木・建築工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」
	・1級建設機械施工技士の資格を有する者
	・2級建設機械施工技士の資格を有す者。
	・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択
	科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農
	業土木」又は「森林-森林土木」とするものに限る。)) の資格を有する者。
	・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
2	建築工事又は建築・土木工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」
	・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
3	「地方公共団体等」
	・日本下水道事業団、国、地方公共団体(普通地方公共団体及び特別地方公共団体)及び「公共工
	事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。
4	「下水道類似施設」
	・地方公共団体等が発注した次のいずれかの施設。農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林
	業集落排水処理施設、地域し尿処理施設、河川排水機場。
5	「上水道施設等」
	・上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等。
6	「公共建築物」
	・事務所・庁舎:事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センター等
	・教育施設:学校、研究所、研修所、体育館等
	・集会施設:集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館等
	・医療施設:病院、救急センター、診療所等
	・福祉施設:福祉センター、介護センター等
	・民生施設:卸売市場、公的事業用施設等
7	コリンズ
	一般財団法人 日本建設情報総合センター「工事実績情報システム」コリンズ

			事後審査時に提出する様式の記載方法		
1	事後申請書				
	(1)				
2	事後資				
	(1)				
		1)	過去に工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載する。		
		2)	本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績を「様式3」に記載し提		
			出すること。		
		3)	代表者以外の施工実績を求める場合は次による。		
			本工事の競争参加資格があることを判断できる類似工事の実績を、様式3に記載		
			すること。なお、記載する類似工事の施工実績は1件でよい。		
		4)	「競争参加資格(施工実績)」に、公共建築物との記載がある場合は、次のいずれ		
			かとする(民間実績も可)。		
			・事務所・庁舎:事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センターなど		
			・教育施設:学校、研究所、研修所、体育館など		
			・集会施設:集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館など		
			・医療施設:病院、救急センター、診療所など		
			・福祉施設:福祉センター、介護センターなど		
			・民生施設:卸売市場、公的事業用施設など		
		5)	本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。		
			①構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として		
			掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物		
			を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となって		
			いても、それら別工事の施工実績は求めない。		
			②構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として		
			掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、		
			本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工		
			事のみの施工では施工実績として認めない。		
			③補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。		
	(2)	配置	予定技術者		
		1)	本工事の競争参加資格があることを確認できる配置予定の主任技術者、監理技術		
			者又は特例監理技術者の資格・工事経験を、様式4-3-1、様式4-3-2に		
			記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事		
			に従事し本工事と重複する場合は、対応措置を記載すること。ただし、他工事に		
			主任技術者又は監理技術者として従事している場合は認めない。(特例監理技術		
			者で申請の場合は除く)記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。		
		2)	建築工事担当技術者(工事内容が土木・建築工事の場合)又は土木工事担当技術		
			者(工事内容が建築・土木工事の場合)については、本工事の競争参加資格があ		
		,	ることを確認できる資格を、様式4-3-3、様式4-3-4に記載すること。		
		3)	低入札価格調査のため、落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象		
			者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加し		
			てはならない。		
		4)	本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。		
			① 2(1)5)に掲げる留意事項は、"施工実績"を"工事経験"と読み替え、配置		
			予定技術者の工事経験についても適用される。		
			②構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が		

		工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、1に掲げる
		留意事項が従事期間に対して満足されていること。
		③構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置
		予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐
		震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できる
		ものであること。
		④上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術
		者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。
		⑤特殊な技術を要する工事の施工経験については、配置予定技術者が当該技術に
		よる施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事
		したと判断できるものであること。
	(3)	(1) 及び(2) の同種又は類似などの工事の施工実績として記載した工事に係る(一財)
		日本建設情報総合センター「工事実績情報システム(以下「コリンズ」という)」発行
		の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がコリンズに登録され
		ていない場合、契約書の写し(工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者(特定又は
		経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できる
		こと。)が記載されている部分。)及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて
		抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。
	(4)	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに建築工事担当
		技術者又は土木工事担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び
	(-)	資格を証明する資料を提出すること。
	(5)	「指名停止措置対象団体」に記載する団体から指名停止の措置を受けていないことを
_		確認する資料として、「様式9-2」を提出すること。
3		請書及び事後資料の作成説明会は行わない。
4	その他	
	(1)	事後申請書及び事後資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
	(2)	契約職は、提出された事後申請書及び事後資料を、競争参加資格の確認以外に提出者
	()	に無断で使用しない。
	(3)	提出された事後申請書及び事後資料は、返却しない。
	(4)	提出期限以降における事後申請書又は事後資料の差し替え及び再提出は認めない。
	(5)	事後申請書及び事後資料に関する問い合わせ先 西日本設計センター企画調整課